

幼児教育・保育無償化について



 習志野市

福祉問題審議会

 習志野市

1. はじめに 幼児教育・保育無償化とは

○実施時期

令和元年10月より

○実施財源

消費税増税による増収より

○実施内容

対象：①幼稚園、保育所、こども園

②幼稚園・こども園の預かり保育、認可外保育施設等
を利用する**保育が必要な子ども**

対象クラス：①3歳児クラス～5歳児クラス・全ての子ども

②0歳児クラス～2歳児クラスの

市区町村民税非課税世帯の子ども

 習志野市内保育所・こども園・公立幼稚園では既に実施済み

2. 幼児教育・保育無償化の意義・効果とは

- ① 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うもの。
全ての子どもに、質の高い幼児教育の機会を保障することは、極めて重要。

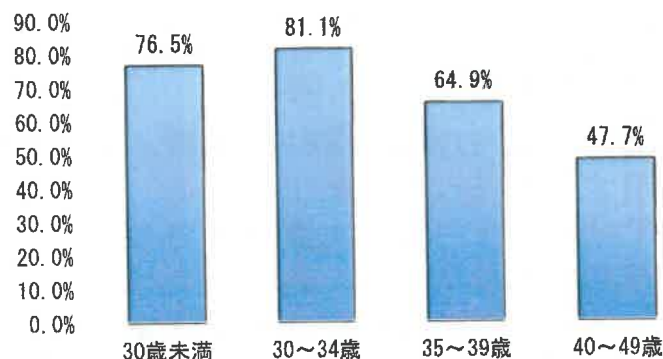
幼児教育の無償化を進めることは、幼児教育にかかる費用を社会全体で負担することにより、**全ての子どもに質の高い幼児教育を受けることを実質的に保証する意義を有する。**



2. 幼児教育・保育無償化の意義・効果とは

- ② 経済的負担感の大きい幼児教育の費用を軽減し、少子化を改善します。

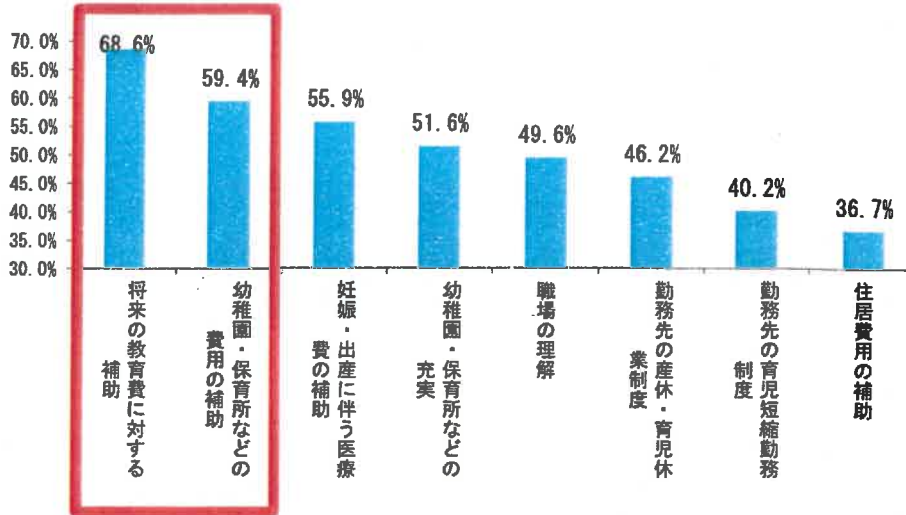
予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦のうち
 子育てや教育にお金がかかりすぎるからと回答した人の割合



2. 幼児教育・保育無償化の意義・効果とは

どのようなことがあれば、あなたは（もっと）子どもがほしいか。

回答割合

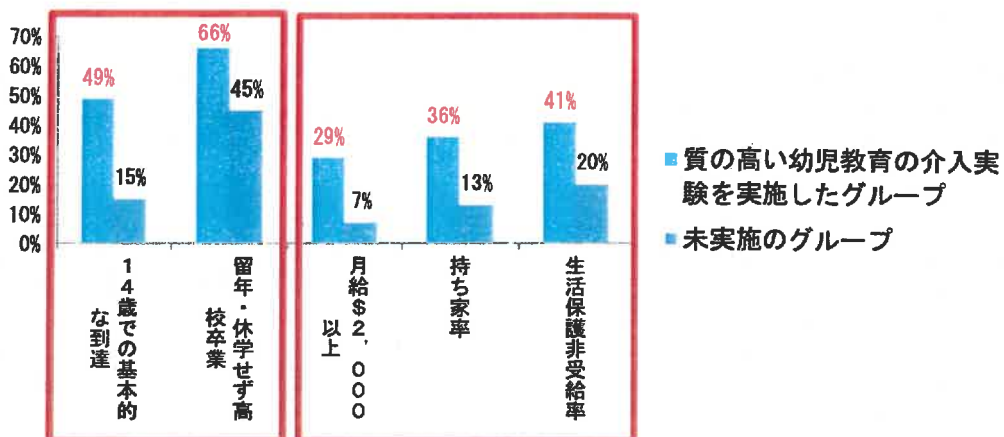


出展：内閣府政府統括官（共生社会政策担当）平成26年度「結婚・家族形成に関する意識調査」より

2. 幼児教育・保育無償化の意義・効果とは

③幼児教育への投資の効果は受けた本人だけでなく、社会に対しても効果が大きい。

幼児教育への教育的効果・40歳時点での経済効果



出展：Heckman and Masterov (2007) "The Productivity Argument for Investing in Young Children"

3. 無償化の内容① 保育所・こども園（長時間児）

3歳児クラスから5歳児クラスの子どもは**保育料が無償**（0円）となります。

ただし、**給食食材料費**については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であるため、無償化の対象外となり、**実費負担**となります。※その他これまで通り新年度用品代等、実費負担あり

↓
〔給食食材料費の負担軽減措置〕

対象：年収360万円未満相当世帯・第3子以降

※これまでも実費負担としていた幼稚園・こども園(短時間児)も同様に軽減措置があります。



3. 無償化の内容② 幼稚園・こども園（短時間児）

- ・ 3歳児クラスから5歳児クラスの子どもは**保育料が無償**（0円）となります。
- ・ 新制度未移幼稚園（私立幼稚園）は**上限月額25,700円まで無償**となります。

○保育が必要な子ども

↓
預かり保育が**上限月額11,300円まで無償**となります。



保育が必要とされる要件

日中仕事をしているため、月64時間以上、児童の保育にあたれない等

※保育所等（2号・3号認定）と同様の要件

3. 無償化の内容③ 認可外保育施設

- ・ 待機児童がいる状況を踏まえ、保育の必要があると認められた3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの利用料を上限月額**37,000円まで無償**となります。(0~2歳児の対象者は42,000円)

○無償化の対象基準

都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。



〔経過措置〕

5年間は、基準を満たしていない場合でも無償化の対象となる。

質の確保が課題



3. 無償化の内容④ その他対象

○無償化の対象

- ・ 企業主導型保育事業
- ・ 特別支援学校幼稚部
- ・ 児童発達支援サービス
(他の無償化対象施設を利用している場合はいずれも無償)

○例外的に無償化の対象

保育が必要な子どもで、無償化対象施設を利用していない、または上限額まで利用していない場合、無償化の対象になります。

- ・ ファミリー・サポート・センター
- ・ 一時保育
- ・ 病児保育
- ・ ベビーシッター 等



4. 幼児教育・保育無償化の課題

○幼児教育・保育ニーズの増加

- ・ 待機児童の増

例：先行実施 大阪府守口市

保育所等入所申込数757人→1052人（約1.4倍）

- ・ 保育士等の確保

○子育て支援の公平性の確保

- ・ 在宅で育児をする世帯、無償化対象外施設を利用する子どもなど、対象とならない子育て世帯との公平性の確保

○保育の質の確保

- ・ 経過措置として無償化の対象となる指導基準を満たさない施設（認可外保育施設）の質の確保

ご清聴ありがとうございました。

